



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第42号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財 政 課)	2
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	3

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

- (1) 補助金等の交付の申請をした者が暴力団員等である場合又は公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある者若しくは団体等である場合に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を行わないことができることとした。（第5条関係）
- (2) 補助事業者等が、(1)に掲げる場合のいずれかに該当することが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとした。（第14条関係）
- (3) 規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第28条・第36条・第41条の4・第44条・第31号の2様式その1・第86号様式・第86号様式付表2・第87号様式・第98号様式その1・第98号様式その2関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。ただし、第36条、第86号様式、第86号様式付表2及び第87号様式の改正規定については、令和6年1月1日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を行わないことができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団員等」という。）である場合（法人その他の団体にあつては、暴力団員等が当該団体の運営に関与している場合）
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある者である場合（法人その他の団体にあつては、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、若しくは行うおそれのある団体又は当該団体と密接な関係を有する団体である場合）

第14条第1項に次の1号を加える。

- (6) 補助事業者等が、第5条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

第14条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

別表中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、第26号を削り、第27号を第24号とし、第28号から第44号までを3号ずつ繰り上げ、第45号を第42号とし、同号の次に次の1号を加える。

43 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金

別表中第46号を第44号とし、第47号から第55号までを2号ずつ繰り上げ、第56号を削り、第57号を第54号とし、第58号から第65号までを3号ずつ繰り上げ、第66号を削り、第67号を第63号とし、第68号を第64号とし、第69号を第65号とし、同号の次に次の2号を加える。

66 島根県就農準備資金

67 農地利用効率化等支援交付金

別表中第70号を第68号とし、同号の次に次の1号を加える。

69 島根県獣医師奨学金返還助成金

別表中第71号を第70号とし、第72号を第71号とし、第73号を第72号とし、同号の次に次の1号を加える。

73 農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業交付金

別表中第74号を削り、第75号を第74号とし、第76号から第83号までを1号ずつ繰り上げ、第84号を第83号とし、同号の次に次の1号を加える。

84 島根県林業・木材産業循環成長対策交付金

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下この項から附則第4項までにおいて「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第11号、第12号、第26号、第56号、第66号及び第74号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（次項及び附則第4項において「改正後の規則」という。）第10条から第16条まで（第14条第1項第6号を除く。）の規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第43号、第66号、第67号、第69号及び第73号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条まで（第14条第1項第6号を除く。）の規定の適用があるものとする。
- 4 改正後の規則第5条第4項及び第14条第1項第6号の規定は、施行日以後に交付の決定をする補助金等について適用する。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第31号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項の表第3号の2中「第53条第51項及び第57項」を「第53条第70項及び第76項」に改め、「困難な場合の特例」の次に「の申請」を加え、「取りやめの申請」を「取りやめの届出」に改め、同表第3号の3中「第53条第53項」を「第53条第72項」に改め、同表第3号の4中「第53条第56項」を「第53条第75項」に改める。

第36条の表第6号中「第8条の4第1項」を「第57条の4の3第1項」に改め、同表第7号中「第8条の4第2項」を「第57条の4の3第2項」に、「個人の県民税及び市町村民税の徴収引受通知書」を「個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の徴収引受通知書」に改める。

第41条の2第1項中「不動産取得税（住宅）の課税標準の特例適用に関する申告書（第94号の2様式）」を「当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した不動産取得税申告書（家屋）（第95号様式その1）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申告書又は報告書が市町村長に提出された日に条例第21条の2の申告がなされたものとみなす。

第41条の2第3項及び第4項を削る。

第41条の3第1項中「不動産取得税（住宅用土地）に係る減額適用に関する申告書（第94号の3様式）」を「当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した不動産取得税申告書（土地）（第95号様式その2）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申告書又は報告書が市町村長に提出された日に条例第25条の2の申告がなされたものとみなす。

第41条の3第3項及び第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告に関する取扱い）

第41条の4 不動産の取得者（法第73条の3第1項に規定する者を除く。）は、不動産登記法第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした事項と現況等が異なる場合その他所長が必要と認める場合は、所長が別に定める期限までに、条例第24条第1項各号に掲げる事項を申告し、又は報告しなければならない。

第42条第1項中「第95号様式」を「第96号様式」に改める。

第44条の表第3号を削り、同表第2号中「第97号様式」を「第98号様式」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号中「第96号様式」を「第97号様式」に改め、同号を同表第2号とし、同号の前に次のように加える。

1 条例第24条第1項の規定による不動産の取得の申告（同条第3項の規定による徴収の猶予の申告を含む。）又は報告	不動産取得税申告書（家屋）（第95号様式その1）又は不動産取得税申告書（土地）（第95号様式その2）
---	--

第27号様式その10中「キロリットル」を「リットル」に改める。

第31号の2様式その1中「第53条第61項前段」を「第53条第69項前段」に、「第53条第68項」を「第53条第76項」に改める。

第68号様式その1表面中「押印」及び「（又は令和元年度以前の年度分の旧自動車税）」を削り、同様式裏面の1の申請に際しての注意事項(4)中「島根県総務部税務課」を「島根県の県税の」に改め、同様式裏面の1の申請に際しての注意事項(6)中「島根県税務課」を「島根県の県税の」に改め、同様式裏面の1の申請に際しての注意事項中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 県税の納付から概ね1～2週間以内に申請する場合は、領収証書をお持ちください。

(6) 法人の県民税・事業税・特別法人事業税の申告から概ね1～2週間以内に申請する場合は、申告書の控えをお持ちください。

第68号様式その1裏面の2の証明内容に関する注意事項(2)中「（又は令和元年度以前の年度分の旧自動車税）」を削る。

第86号様式中「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に改め、「に係る地方団体の徴収金」の次に「並びに森林環境税に係る徴収金」を加え、「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に、「する地方団体の」を「する」に、「続行する地方団体の」を「続行する」に改める。

第86号様式付表2を次のように改める。

第87号様式中「個人の県民税及び市町村民税の徴取引受通知書」を「個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の徴取引受通知書」に改め、「第48条第3項ただし書」を「第739条の5第3項ただし書」に改める。

第94号の2様式及び第94号の3様式を削る。

第98号様式その1及び第98号様式その2を削り、第97号様式を第98号様式とし、第96号様式を第97号様式とし、第95号様式を第96号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第95号様式その1 (第41条の2、第44条関係)



※ 処 理 事 項	発信年月日		原 始	承 継
	通信日付印	確認印		

不動産取得税申告書 (家屋)

年 月 日 県民センター所長 様

取 得 者	住所又は所在地	共同	住所又は所在地
	(ふりがな) 氏名又は名称 (電話番号)	取得者	(ふりがな) 氏名又は名称

家 屋 に 関 す る 明 細	所在地 ①	市 町 村					
	用途 ②	住宅・店舗・工場・倉庫・事務所・住宅と () と併用・その他 ()					
	構造 ③	木造・鉄骨造・軽量鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ コンクリートブロック造・その他 ()	登記に 関する 事項⑥	登記受付年月日	年 月 日		
	取得の方法 ④	新築・増築・改築・売買・贈与・ その他 ()		登記受付番号	第 号		
	取得年月日 ⑤	年 月 日		家屋番号	番		
④	床面積 ⑦	(地階) m ²	(1階) m ²	(2階) m ²	(3階) m ²	(4階以上) m ²	(計) m ²
	⑦のうち 住宅部分の 床面積 ⑧	(地階) m ²	(1階) m ²	(2階) m ²	(3階) m ²	(4階以上) m ²	(計) ㉞ m ²

住 宅 の 課 税 標 準 の 特 例	適用に 関する 事項 ③	住宅の 建築合 ③	長期優良住宅の認定の有無	有 ・ 無		
		耐震基準 適合既存 住宅の 取得の 場合 ④	住宅の 新築年 月日	以前からある住宅の床面積	①	m ²
				住宅の床面積の合計	(㉞+①)	m ²
	④	住宅の用途	自己居住用・その他 ()			

徴収猶予の適用に 関する申告事項⑤	該 当 規 定	地方税法第73条の27の 地方税法附則第11条の4	第 項 第 項
----------------------	---------	------------------------------	------------

摘 要

(家屋に関する明細㉞)
取得した家屋は、「不動産取得税について (通知)」に記載されている「2) 不動産の明細」のとおりです。

備考

- 1 「住宅の建築の場合」とは、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入も含まれます。
- 2 「長期優良住宅の認定」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条に規定する認定をいい、当該認定を受けている場合については、同法第7条に規定する認定通知書の写しを添付してください。
- 3 ㉔に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。
また、住宅の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前であるときは、新耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（平成17年国土交通省告示第384号））に適合していることを証する書類（調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。）を併せて添付してください。
- 4 ㉕に該当する場合は、その適用があることを証する書類を添付してください。

表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした方は、この申告書を提出する必要はありません。

ただし、次の軽減措置や徴収猶予などを受ける場合には必要事項を記載の上、提出してください。

- 1 住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例の適用があるべき旨を申告する場合（島根県県税条例第21条の2）
- 2 不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合（島根県県税条例第24条第3項）
- 3 その他非課税、課税免除などに該当する旨を申告する場合

記載要領

- 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 この申告に係る家屋を共同で取得した場合には、「共同取得者」欄に全員を記載してください。
なお、共同取得者が多数の場合には、「摘要」欄にその住所、氏名等を記載しても差し支えありません。
- 3 取得した家屋に関する明細が、「不動産取得税について（通知）」に記載されている内容と同様であれば、「摘要」欄口にチェックしてください。その場合は、㉑欄の①の欄から⑧の欄までの記載は不要となります。
- 4 ②、③及び④の各欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、「その他」に該当するものについては、（ ）内に具体的に記載してください。
- 5 ⑤の欄は、次の区分によって記載してください。
 - (1) 家屋を売買、贈与等によって取得した場合……売買契約に基づく所有権移転日
(所有権移転日の取決めがない場合は契約日)
 - (2) 請負契約によって家屋を建築した場合……請負者から引渡しを受けた日
 - (3) 直営によって家屋を建築した場合……最初に使用した日
- 6 ⑥の欄は、登記識別情報通知、登記事項証明書等によって記載してください。
- 7 ⑦、⑧、④及び（⑦+④）の各欄は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てた面積を記載してください。
- 8 ㉑の欄は、地方税法第73条の14第1項の規定（住宅の建築をした場合の控除）の適用を受けようとする場合に記載してください。
- 9 ㉒の欄は、地方税法第73条の14第3項の規定（自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得した場合の控除）の適用を受けようとする場合に記載してください。
- 10 ㉓の欄は、地方税法の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に該当条項を記載してください。
参考：次に該当する場合などに徴収猶予の適用があります。
 - (1) 地方税法第73条の27の2第2項……個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合
 - (2) 地方税法第73条の27の3第2項……被収用不動産等に代わると認められる不動産を取得した場合
 - (3) 地方税法第73条の27の4第2項……譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合
 - (4) 地方税法附則第11条の4第3項……宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得した場合

第95号様式その2 (第41条の3、第44条関係)



※ 処理 事項	発信年月日		原始	承継
	通信日付印	確認印		

不動産取得税申告書 (土地)										
年 月 日		県民センター所長 様								
取 得 者	住所又は所在地					共同	住所又は所在地			
	(ふりがな) 氏名又は名称	(電話番号)				取得者	(ふりがな) 氏名又は名称			
土地に関する明細	所在・地番	(所在)					(地積)			
	及び地積①	市 町 村					m ²			
	地目②	宅地・農地・山林・雑種地・その他 ()								
	取得の方法③	売買・贈与・交換・その他 ()				登記に関する事項⑤	登記受付年月日	年 月 日		
	取得年月日④	年 月 日				登記受付番号	第 号			
④	この土地の取得の日前1年以内にこの土地に隣接する土地を取得している場合⑥	その隣接する土地の取得年月日	年 月 日		その隣接する土地の取得についての申告の有無	有・無				
住宅減額適用土地に係る税の事項	住宅の取得者⑦					住宅の取得年月日⑩	年 月 日			
	住宅の種類⑧	専用住宅・共同住宅・併用住宅				住宅の新築年月日⑪	年 月 日			
	住宅の取得の方法⑨	新築・売買・贈与・その他 ()				家屋の床面積 (住宅部分の床面積)⑫	m ² ()			
	③	特例適用住宅の新築の場合 ㉓	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称							
	④	新築未使用の特例適用住宅の取得の場合 ㉔	住宅の用途		自己居住用・その他 ()					
	⑤	耐震基準適合既存住宅の取得の場合 ㉕	住宅の用途		自己居住用・その他 ()					
	⑥	耐震基準不適合既存住宅の取得の場合 ㉖	耐震改修完了年月日		年 月 日					
徴収猶予の適用に	この土地の取得の日から3年以内にこの土地の上に住宅を取得する予定の場合	住宅の取得予定者⑬				住宅の取得予定年月日⑯	年 月 日			
		住宅の種類⑭	専用住宅・共同住宅・併用住宅			家屋の床面積⑰	m ²			
		住宅の取得方法⑮	新築・売買・贈与・その他 ()			⑰のうち住宅部分の床面積⑱	m ²			
⑦	上記以外の徴収猶予を受ける場合の該当規定⑲	地方税法第73条の27の 第 項 地方税法附則第11条の4 第 項								
摘 要	(土地に関する明細㉚) □取得した土地は、「不動産取得税について(通知)」に記載されている「2)不動産の明細」のとおりです。									

備考

- 1 ㉔に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。
また、次の場合は、新耐震基準に適合していることを証する書類を併せて添付してください。
 - (1) ㉔に該当する場合であって、住宅の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前である場合（調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。）
 - (2) ㉕に該当する場合（住宅の取得日から6月以内の証明書に限る。）
- 2 ㉖に該当する場合は、その適用があることを証する書類を添付してください。

表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした方は、この申告書を提出する必要はありません。

ただし、次の軽減措置や徴収猶予などを受ける場合には必要事項を記載の上、提出してください。

- 1 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用があるべき旨を申告する場合（島根県県税条例第25条の2）
- 2 不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合（島根県県税条例第24条第3項）
- 3 その他非課税、課税免除などに該当する旨を申告する場合

記載要領

- 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 この申告に係る土地を共同で取得した場合には、「共同取得者」欄に全員を記載してください。
なお、共同取得者が多数の場合には、「摘要」欄にその住所、氏名等を記載しても差し支えありません。
- 3 取得した土地に関する明細が、「不動産取得税について（通知）」に記載されている内容と同様であれば、「摘要」欄口にチェックしてください。その場合は、㉑欄の①の欄から⑤の欄までの記載は不要となります。
- 4 ①、②及び⑤の各欄は、登記識別情報通知、登記事項証明書等によって記載してください。
- 5 ②及び③の各欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、「その他」に該当するものについては、（ ）内に具体的に記載してください。
- 6 ④の欄は、売買契約等に基づく所有権移転日（所有権移転日の取決めがない場合は契約日）を記載してください。
- 7 ⑥の欄は、この申告に係る土地の取得の前1年の期間内にこの土地に隣接する土地を取得している場合にのみ当該土地の取得年月日及び「不動産取得申告書」の提出の有無を記載してください。
- 8 ⑧の欄は、地方税法第73条の24第1項から第3項までの規定（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）の適用がある場合に記載してください。
- 9 ⑦の欄は、この申告に係る土地の上に住宅を共同で取得した場合には、共有者全員について記載してください。
- 10 ⑧及び⑨の各欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、「その他」に該当するものについては、（ ）内に具体的に記載してください。
- 11 ⑩の欄は、次の区分によって記載してください。
 - (1) 住宅を売買、贈与等によって取得した場合……売買契約に基づく所有権移転日
(所有権移転日の取決めがない場合は契約日)
 - (2) 請負契約によって住宅を建築した場合……請負者から引渡しを受けた日
 - (3) 直営によって住宅を建築した場合……最初で使用した日
- 12 ⑪の欄は、取得した住宅の新築年月日を登記事項証明書等によって記載してください。
- 13 ⑫の欄は、取得した住宅が併用住宅の場合には、住宅部分の床面積（小数点以下第2位未満の端数を切り捨てた面積）を（ ）内に記載してください。
- 14 ㉑、㉒、㉓及び㉔の各欄に該当する場合は、その内容を記載し、又は○で囲んでください。
- 15 ⑬の欄から⑰の欄までは、⑦の欄から⑫の欄までに準じて記載してください。
- 16 ⑱の欄は、地方税法の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に該当条項を記載してください。

参考：次に該当する場合などに徴収猶予の適用があります。

- (1) 地方税法第73条の27の3第2項……被収用不動産等に代わると認められる不動産を取得した場合
- (2) 地方税法第73条の27の4第2項……譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合
- (3) 地方税法附則第11条の4第5項……宅地建物取引業者が改修工事対象住宅用地を取得した場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第36条、第86号様式、第86号様式付表2及び第87号様式の改正規定並びに次項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第36条の表第6号及び第7号の規定並びに第86号様式、第86号様式付表2及び第87号様式は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 3 新規則第41条の4の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

- 4 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。